# 予防接種予診票及び健診等関係書類 送付先変更・停止届兼申立書

記入例

YY 年 MM 月 DD 日

### 武蔵野市長 殿

武蔵野市より<u>対象者に一斉送付する</u>予防接種予診票及び健診等に関する書類送付について、下 記のとおり対応してください。送付先の変更及び停止に伴う不利益が生じた場合は、全て対象者本人 及び届出人の責任とし、武蔵野市に責任を問いません。

	対象者 本人確認書類 の写しを添付し てください。 (裏面参照)	氏 名		健康太郎				
		住所	:	武蔵野市吉祥寺	÷北町●─▲─■			
		生年月日		大正 昭和 平成 予和	Y年	M 月	DΒ	
		電話番号	<del>1</del>	0422-××-×	××× 該当する項目に <b>√</b> をお願いします。			す。
	届出の内 容	新規 ☑ -	変	更 ☑送付先を	変更する(旧送付	先の了解を得て	いる場合のみ)	□停止する
			解	除 □送付先を住民登録地に戻す □停止を解除				
	送 付 先 変 更·停止を	種類			送付書類		送付先変更	停止
		定期予防接種			予診票		<b>V</b>	
		健康診査			受診票			$\checkmark$
		眼科健康診査			受診券シール			$\checkmark$
	希望する事	歯科健康診査			受診券シール	受診券シール		$\checkmark$
	業	乳がん検診			受診券シール・結果票			V
	※図を入れてください	子宮がん検診			受診票·結果票			V
		※健康診査の結果票は受診医療機関で直接お渡しします。 ※申込制の事業(任意予防接種・上記以外のがん検診等)の送付先変更については、事業申 込時にその都度申立てが必要です。						
	届出の理由	□入院·施設入所 ☑判断力低下 □成年後見人·保佐人·補助人へ送付 □変更·停止の必要がなくなった(解除の場合) □その他(理由: )						
その他の場合は「理由」		Y年 M月 D日 から 年 月 日まで (終了日が未定の場合ご記入は不要ですが、対応が不要となった場合は解除の届出をしてください)						
を記入してく	(ださい。	対象者との 口本人 <b>図</b> 親族(続柄: 長女 ) 口病院·施設関係者、関係機関職員 関係 口成年後見人、保佐人、補助人 口本人から委任を受けた方(委任状あり)						
		在 所						
	本人確認書類 の写しを添付し てください。 (裏面参照)	フリガナ	j ナ ケンシン ハナコ					
		氏 名	名 健診 花子					
		電話番号	-		送付先が「届出	人  と異かる場合は	- 「送付先	
	送 付 先 届出人と同じ 場合は「同上」 と記入	住所		<sup>=</sup> 同上	── 送付先が「届出人」と異なる場合は「送付券 に設定する法の続柄を」をご記入ください。 ──			
		フリガナ					対象	者との続柄
		氏 名	F	]上				
		電話番号	- [				届出人と違	う場合のみ記入

## 予防接種予診票及び健診等関係書類 送付先変更・停止届兼申立書を提出される方へ

この書類を提出することにより、武蔵野市より**対象者に一斉送付する**予防接種予診票及び健診等に 関する書類の送付先を変更及び送付を停止することができます。

#### <手続きに必要なもの>

- 1 本届出書「予防接種予診票及び健診等関係書類 送付先変更・停止届兼申立書」
- 2 対象者本人の本人確認書類(表1)の写し
- 3 届出人の本人確認書類等の写し(届出人により必要な書類が異なります)

◆対象者本人	対象者の本人確認書類(表1)
◆親族	届出人の本人確認書類(表1)
◆病院・施設・関係機関職員	届出人の本人確認書類(表1)
	病院・施設・関係機関職員であることがわかる職員証等
◆成年後見人等	届出人の本人確認書類(表1)
	成年後見人等の登記事項等証明書
◆本人から委任を受けた方	届出人の本人確認書類(表1)
	委任状(委任者=本人が記入し、押印のあるもの)

#### (表1) 本人確認書類

1点でよいもの	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1					
(有効期限内)	日以降のもの)、パスポート、写真付き住基カード、身体障害者手帳、そ					
	の他官公署が発行する写真付き証明書。					
2点必要なもの	公的医療保険の被保険者証、資格確認書、限度額適用・標準負担額減額					
(有効期限内)	認定証、介護保険被保険者証、年金手帳、住民票の写し、印鑑登録証明					
	書など(注意:マイナンバー通知カードは身分証明書類としては使用不可)。					

#### <送付先変更に関する注意事項>

- すでに発送準備が整っている書類に関しては、変更前の住所に届く場合があります。
- ・対象となるのは健康課より**対象者に一斉送付するもの**となります。申込制の事業の送付先変更につ いては、事業申込時にその都度申立てが必要です。勧奨に関するお知らせも住民登録地に送付され ますので、ご了承ください。
- すでに設定されている送付先を変更する場合、必ず旧送付先の了解を得たうえでお手続きください (旧送付先の宛名の方が亡くなっている場合を除く)。
- ・届出人と送付先が異なる場合、必ず送付先の了解を得た上でお手続きください。
- 不備があった場合、その旨のご連絡をさせていただきますので改めてお手続きください。
- ・住民登録地以外に送付物を送付することが個人情報の管理等において問題があると判断される場合 には、届出を受理できないことがあります。
- 送付先に、対象者本人以外の方を登録する場合、宛名の後に「(対象者氏名様分)」と表記されま す。(例)送付先宛名が武蔵太郎、対象者本人が武蔵花子の場合→武蔵太郎(武蔵花子様分)様

□提出・お問い	台わせ先	
〒180-0001	武蔵野市	吉祥寺北町4-8-10
武蔵野市立保	健センター	健康福祉部健康課

電話 0422-51-7006 (直通)

【市担当者処理		ě	受 付	印
□ 添付書類(=	ピー)確認			
□ 健康かるて	入力日 /			
入力者	受付者			